

嘉麻市運賃協議会設置要綱の 改正について

令和 8 年 1 月 23 日
交通政策課

1 嘉麻市運賃協議会設置要綱の改正について

【改正理由】

運賃協議会に関して、令和7年7月15日付けで福岡運輸支局長から福岡県内市町村 交通政策担当部（局）長へ発出された事務連絡「道路運送法第9条第4項に基づく協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方について」（別添）において、関係者の負担軽減を図り、生産性向上を図る観点から、運賃協議会の開催を必ずしも要しない軽微な事案の例が示されましたので、同事務連絡に則り本設置要綱を改正するものです。

【改正内容】

協議を行うものとされている事項のうち、協議会の開催を省略することができる場合を明記するものです。

（運賃協議会の開催を必ずしも要しない軽微な事案の例）

- ・均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合。
- ・毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- ・工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- ・新たな決済手段を追加する場合

【施行日】

令和7年12月1日

事務連絡
令和7年7月15日

福岡県内市町村 交通政策担当部（局）長 殿

福岡運輸支局長

道路運送法第9条第4項に基づく協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方について

日頃より、国土交通行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月に道路運送法が改正され、道路運送法第9条第4項により、運賃等については地域公共交通会議（道路運送法施行規則第4条第2項）とは別の協議会（以下「運賃協議会」という。）を開催しなければならないと規定されたところです。

今般、運賃協議会の開催にあたり、関係者の負担軽減を図り、生産性向上を図る観点から、その開催を要しない場合の目安となる考え方を下記のとおり定めましたので、運賃協議会の開催の合理化に努めていただきますようお願ひいたします。

記

1. 開催を要しない場合の目安となる考え方

運賃協議会においては、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議を行うものですが、地域公共交通会議とは別の協議会であり、会議開催にあたっては関係者の事務手続きの負担が発生しているとの意見があることから、その負担を軽減し、生産性向上を図る観点も考慮する必要があります。

運賃協議会で付議される案件については、必ずしも全ての事案について開催されるべきものではなく、軽微な事案については、運賃協議会の開催は必ずしも要しないと考えます。

なお、2. により軽微な事案の例を示しますが、これらは運賃協議会にて協議の上判断されるべきものであり、あらかじめ設置要綱等に記載することが望ましいです。

2. 軽微な事案の例

- ・均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当

該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。) でも、運賃額に変更がない場合。

- ・毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- ・工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- ・新たな決済手段を追加する場合

以上

○嘉麻市運賃協議会設置要綱

令和6年2月20日

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、嘉麻市運賃協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査し、協議する。

(1) 地域における需要に応じた住民の生活のために旅客輸送を確保する必要がある路線又は営業区域にかかる運賃等（以下「協議運賃」という。）に関する事項

(2) その他協議会において特に必要な事項

(組織)

第3条 協議会を構成する委員の定数は、7人以内とする。

(1) 副市長

(2) 福岡運輸支局長

(3) 住民の意見を代表する者として市長が指名する者 4人

(4) 協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

2 委員の任期は、前項第1号から第3号に掲げる者にあっては、嘉麻市地域公共交通会議委員の任期と同様とし、同項第4号に掲げる者にあっては、第2条に規定する所掌事務が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第4条 会長は副市長をもって充て、副会長は会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の合意により決し、合意により決すること

ができないときは議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。

5 会議は、会長が必要と認めるときは、書面にて開催することができる。
(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を
退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、嘉麻市地域公共交通会議事務局において処理し、
会議の議事録を作成したうえで保管するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、
会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月20日から施行する。

嘉麻市運賃協議会設置要綱

（設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、嘉麻市運賃協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査し、協議する。

(1) 地域における需要に応じた住民の生活のために旅客輸送を確保する必要がある路線又は営業区域にかかる運賃等（以下「協議運賃」という。）に関する事項

(2) その他協議会において特に必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、委員7人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 副市長

(2) 福岡運輸支局長

(3) 住民の意見を代表する者として市長が指名する者 4人

(4) 協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

2 委員の任期は、前項第1号から第3号に掲げる者にあっては、嘉麻市地域公共交通会議委員の任期と同様とし、同項第4号に掲げる者にあっては、
前条に規定する所掌事務が終了するまでの間とする。

（会長及び副会長）

第4条 会長は副市長をもって充て、副会長は会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席した委員の合議により決し、合議により決すること
ができないときは議長の決するところによる。
- 4 会議は、非公開とする。
- 5 会議は、会長が必要と認めるときは、書面にて開くことができる。
- 6 第1項から前項までの規定にかかわらず、次に掲げる場合にあっては、
会議の開催を省略することができる。
 - (1) 均一制運賃を適用する路線及び系統において、系統変更を伴う停留所
の新設若しくは変更又は路線の付け替え若しくは一部延伸があった場合
(競合する路線がある場合又は路線延長により当該路線が初めて他の市
町村に乗り入れする場合を除く。) であっても、当該運賃額に変更がな
い場合
 - (2) 毎年実施されるイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
 - (3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
 - (4) 運賃の支払に係る決済手段を新たに追加する場合
(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を
退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、嘉麻市地域公共交通会議事務局において処理し、
会議の議事録を作成したうえで保管するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、
会長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。

5 嘉麻市運賃協議会設置要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

嘉麻市運賃協議会設置要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

改正後	現行
略 (組織) 第3条 協議会は、委員7人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 (1)～(4) 略 2 委員の任期は、前項第1号から第3号に掲げる者にあっては、嘉麻市地域公共交通会議委員の任期と同様とし、同項第4号に掲げる者にあっては、 <u>前条</u> に規定する所掌事務が終了するまでの間とする。	略 (組織) 第3条 協議会を構成する委員の定数は、7人以内とする。 (1)～(4) 略 2 委員の任期は、前項第1号から第3号に掲げる者にあっては、嘉麻市地域公共交通会議委員の任期と同様とし、同項第4号に掲げる者にあっては、 <u>第2条</u> に規定する所掌事務が終了するまでの間とする。
第4条 略 (会議)	第4条 略 (会議)
第5条 略	第5条 略
2～4 略	2～4 略
5 会議は、会長が必要と認めるときは、書面にて <u>開く</u> ことができる。	5 会議は、会長が必要と認めるときは、書面にて <u>開催</u> することができる。
<u>6 第1項から前項までの規定にかかわらず、次に掲げる場合にあっては、会議の開催を省略することができる。</u> (1) <u>均一制運賃を適用する路線及び系統において、系統変更を伴う停留所の新設若しくは変更又は路線の付け替え若しくは一部延伸があった場合（競合する路線がある場合又は路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）であっても、当該運賃額に変更がない場合</u> (2) <u>毎年実施されるイベント行事等に係る営業割引を実施する場合</u> (3) <u>工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合</u> (4) <u>運賃の支払に係る決済手段を新たに追加する場合</u>	
第6条～第8条 略	第6条～第8条 略